

## 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成 27 年 8 月 11 日（火） 開会時間 午前 10 時 09 分  
閉会時間 午後 4 時 24 分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩  
副委員長 卯月 政人  
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖  
山下 政樹 猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩  
上田 仁

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画県民部長 守屋 守 企画県民部次長 布施 智樹 企画課長 上野 直樹

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部次長 古屋 金正

県土整備部技監 内田 稔邦 県土整備部総括技術審査監 松永 久士

県土整備総務課長 清水 正 建築住宅課長 渡井 攻

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

午前 10 時 9 分から 10 時 45 分まで企画県民部関係の部局審査を行い、青い鳥福祉センターの現地調査終了後、午後 3 時 45 分から 4 時 24 分まで企画県民部、県土整備部関係の部局審査を行った。

### （公財）山梨総合研究所（企画県民部）関係

質 疑

（（公財）山梨総合研究所について）

高野委員 説明を受ける前に、企画県民部長から出資法人と指定管理施設がどういう意味があって特別委員会になっているかの説明をしてもらわないと。この前からこの委員会は、簡単に言えばぐちゃぐちゃになっている。何を追及して何を求め、どのように改善をしていくかについて明確な説明をしてもらい、我々もその認識に立ってこれから審査を続けていきたいと思いますが、部長から説明をできますか。

守屋企画県民部長 出資法人・指定管理施設調査特別委員会についてですが、まず、私どもの業務としております出資法人につきましては、県が一定の金額をそれぞれの法人の目的に沿って出損をし、また、その業務に合わせて、例えば委託や補助金を出して、その業務が目的どおりいくように県が関与しているところであります。また、指定管理制度につきましては、平成 15 年度に法律が改正して以降、

本県におきましても指定管理者制度を順次公共施設に導入しているわけですが、その目的は業務の効率化、それから、効果的な県民サービスの充実ということになっておりまして、それにつきまして多大な県の委託料を指定管理料としてお出ししているところでもあります。

そのような点につきまして、議会からもそのような方向に沿ってそれが進んでいるかどうかということをチェックしていただき、私どももその話を受けまして、効率化なり効果的な目的に沿った事業を運営していきたいと考えています。そのような面から議会で設定いただきましたこの特別委員会の御意見を基に、今後それに沿った運用をしていきたいと考えております。以上でございます。

高野委員 趣旨はみんな承知だと思いますが、改めて企画県民部長から話をしていたわけだが、あまりにも所管している県と出資法人、また指定管理者との意見のすれ違いがあるということ。特に県庁職員の答弁が曖昧であり、聞いたことに対してしっかりと答えていないと、これは誰しもが感じているところだと思います。また、総括審査も終わっていませんから、企画県民部長から指定管理者も含めて各部局にしっかりと今の話を伝えてもらいたい。

また、簡単に言えば、これは監査も含めた部分だと私は思っているのですが、その辺について部長の見解を求めたい。

守屋企画県民部長 まず、委員から御指摘のありました私ども県職員が的確な答弁ができなかったことにつきましては、出資法人は私ども企画県民部、指定管理者は知事政策局が全体の取りまとめを行っておりますので、もう一度今の委員の趣旨が職員にちゃんと届き、次からは的確で適切に答えられるようにしていきたいと思えます。また、直接監査とは異なるのですが、私どもこの出資法人・指定管理施設調査特別委員会での御意見、御指摘等につきましては、来年度の業務に反映していくことが本当に大切だと思っておりますので、監査という言葉を使うわけではございませんが、それと同等に重く受けとめて今後の業務に反映していきたいと思えます。

高野委員 結構です。

遠藤委員長 委員各位に申し上げます。ただいまの企画県民部長の答弁のように、今後のこの委員会の活動には、法人の目的に県がどのように関与しているかという点に留意をして御議論いただきますようお願いを申し上げます。

（ 執 行 部 説 明 ）

桜本委員 先般、現地調査で山梨総研にお伺いをして、南アルプス市新庁舎建設について批判がされたことについて、山梨総研としては、そのことに対して、どのような理解をしているのでしょうか。

上野企画課長 副理事長は、南アルプス市の庁舎建設に係る業者選定委員会の委員に就任されていたため、その前段階の基本構想基本計画の策定支援業務にも山梨総研がかかわっていたことから、その辺が公平性を欠くのではないかと批判をいただいたことは承知しているという説明でした。

桜本委員 そもそも話になりますが、山梨総研は出資法人で数億円もの出資を受けて

います。そして山梨県が入ることによって市町村も同じく出資をしているように、行政の出資によりスタートしました。確認ですが、いかがですか。

上野企画課長 山梨総研は平成 10 年に県、市町村のほか、山梨中央銀行、山梨日日新聞など民間の方にも御出資をいただいて設立された公益財団法人でございます。

桜本委員 庁舎ということで関連するのですが、数年前に笛吹市では非常に大規模でお金がかかる庁舎建設ということで、世間も非常に注目され、最終的には市長選という結果をもって白紙撤回されました。要は、市民、強いて言えば県民にもつながる話ですが、税金を投入したものが紙切れ同然になり、非常にもったいない、無駄なことをした経験知があります。

こういった流れを秘めていた南アルプス市庁舎の委託事業について、随意契約という形で参加するという業務の入り方からして、そういった経験が生かされていないと思うのですが、出資法人としての経験がこの中で生かされていたのでしょうか。

上野企画課長 今回の南アルプス市の庁舎の問題や、笛吹市のアリーナの建設の問題など、いわゆる住民の意見が分かれているものは、中止とか大きな変更になってしまう可能性を十分秘めていることは委員御指摘のとおりだと思います。また、実際に、今回山梨総研が受注しました南アルプス市庁舎の基本構想基本計画の策定支援業務が庁舎の建設が中止されたことにより、結果的に十分活用されない状況になってしまいました。

こうした中で、関係する方からさまざまな疑念をいただいているということではありますが、これはやはり山梨総研としても反省をしていかなければいけないことだと考えております。その中で、今後こうした案件の受注については、十分慎重を期して対応するよう指導してまいりたいと考えております。

桜本委員 ということは、今、私が指摘したことに対してそのとおりだと。そして、反省も踏まえながら、こういった非常に市民あるいは県民が左右するようなものに対しては、これから受託といっても慎重に慎重を期して受注をしなければならないという考え方でよろしいですか。

上野企画課長 多くの方から疑念とか批判が寄せられるとすれば、それは当然反省しなければならないことですので、今後慎重に対応するように指導してまいりたいと考えています。

桜本委員 今、課長から指導という言葉が出てきましたが、その部分については、所管として、山梨総研が今後受注する、あるいは入札に参加する、そういった契約に関して、より積極的というか、当たり前の業務として企画課が入っていく、存在していくということではよろしいですか。

上野企画課長 通常の業務でありますと、なかなか個別にということでは難しいところもありますが、やはり慎重に対応が必要なものについては、きちっと指導しながら、関与しながら進めてまいりたいと思います。

桜本委員 それでは、随意契約で受注した業務内容についてお聞かせください。この計画された地域というのが、農振の非常に厳しい地域に入っており、しかも想定される面積が国の基準を超えるということで、関東農政局の認可というか、審

議が必要であるということで、私自身もその当時、市が計画していることに対しては協力できることはして、非常に危険が伴う、あるいは時期的なもの、あるいは許認可の問題等に関して情報を収集してきました。

その中で、例えば農政部とか、あるいは県土整備部で都市計画の部分で、合併特例債を使うに当たって最終期限があるので、そこに関して大丈夫なのかという心配を持っていたのですが、山梨総研としてはどういう認識で、どういう調査、検討をしてきたのかお答えください。

上野企画課長 南アルプスの庁舎に係る受託ですが、他の自治体の庁舎整備等を参考にしまして、農振の除外とか、農地転用、畑かんの施設とか、庁舎の建設に際して想定される許認可について、いわゆる一般的な手続とかスケジュール、こういうものの調査を行い、委託者に情報提供を行ってまいりました。

桜本委員 業務としてはそのとおり進んでいたかと思うんですが、その中で、山梨県として各課の情報がちゃんと山梨総研として調べられていたのか。危険性というか、この状況では合併特例債の使用期限まで間に合わないといったアドバイスもしていたんですか。情報収集の中にその部分はきちっとあったんですか。

上野企画課長 個別に各課に確認をするといった作業までは行っておりませんでした。

桜本委員 受託した事業が許認可等の関係でうまくいくのかどうか、そういった点がこの業務の一番大事な内容じゃありませんか。問題はそこです。

上野企画課長 御指摘のとおりだと思います。ただいま指摘をいただきました許認可等につきましては、一般的な手続だとかスケジュールというのだけではなく、実際に候補地が想定されるのであれば、それに見合った、その状況に関した手続とかスケジュールとか、そういうきめ細やかなサービスを適切に行っていく必要があると思います。

桜本委員 こういう状況になって南アルプス側から具体的な動きはありませんけれども、契約内容からすれば、これは契約上の瑕疵じゃないですか。違いますか。

上野企画課長 仕様の中では、一般的なスケジュールとか手続を教えてほしいという内容でしたの、そのオーダーに対しては応えていると考えています。

桜本委員 一部議員の中には、関東農政局に話に行って、関東農政局でも、最終的には、山梨県、要するに、知事がどのような判断をするのかという話になったということです。私が聞いている範囲では、この庁舎に対して、最終的には期日が間に合わない場合は土地収用法をかけていくという話も現場からは出ておりましたが、その辺のことも承知しておりますか。

上野企画課長 申しわけありません。その土地収用に関しては承知しておりません。

桜本委員 そして、基本設計もできている中で、例えばここが予定地になった場合、国の畑かんの整備事業に対しても影響を及ぼしていくということについても承知しておりましたか。

上野企画課長 具体的な畑かんの事業が進んでいたについても、承知しておりませんでした。

桜本委員 県の出資法人として山梨総研が一番かなめなことを南アルプス市側に指し示していません。そして、こういった危険性をはらんでいる事業だということも認識もされていない。そのことについてはどのように考えていますか。

上野企画課長 先ほどもお話ししましたように、大きなリスク、例えば大きな変更になったりとか、中止になったりとか、そういうことの可能性がある事案については、やはり慎重に対応すべきだと思います。また、今御指摘いただいたように、例えば畑かんとか農地転用のスケジュールなど、やはり具体的なその土地に沿ったきめ細やかな情報を山梨総研としてはプラスアルファとして提供していく必要があると考えております。

桜本委員 今までこの南アルプス市と同じような、第三者の利害が入り込むような委託業務を受けたことはありますか。あれば、具体的に指し示してください。

上野企画課長 平成24年度に中央市庁舎整備基本構想策定に関するプロポーザル方式業者選定仕様書策定業務がありまして、同様にプロポーザル方式に関しての進め方や書類手続などの情報提供を行った業務委託を受けております。

桜本委員 これに対しては、山梨総研の関係者が選定委員会などに加わりましたか。

上野企画課長 この際には選定委員会等には関与しておりません。

桜本委員 今回この南アルプス市の業者選定にかかわったという部分がありますが、そのいきさつと、最終的にどういう立場であったのかということをお答えください。

上野企画課長 南アルプス市の業者選定委員会、これに副理事長が選定委員として参加したわけでありまして、南アルプス市から依頼がありまして、特に地域に関して造詣が深いこと、また業者選定の手続等に詳しいということで委員の就任を強く要望されたと聞いております。

桜本委員 このことに関して、県としては把握をしておりましたでしょうか。

上野企画課長 当時この件に関しては把握しておりませんでした。

桜本委員 把握していれば、こういった指導をしていたでしょうか。

上野企画課長 新庁舎建設基本計画基本構想策定の業務を請け負って、その延長線上にある選定委員会に関与するということに関しては、やはり慎重に検討する必要があるとお話をさせていただくことになったかと思えます。

桜本委員 それは例えば業務の中に加わっていたのか、あるいは業務以外のことだったのか、この随意契約に伴う中ではこういった判断なのでしょうか。

上野企画課長 契約そのものとは別個に委員の就任を要請されたということでありまして。

桜本委員 それに対しては、報酬もいただいたんですか。

上野企画課長 申しわけありません。報酬の有無についてはここでは確認ができないということでもあります。

桜本委員 それについては、例えば報酬が何回あって、どのような処理をしたのか、個人でしたのか、山梨総研でしたのかについても調べて報告をください。

続きますが、建築設計者決定プロポーザルの方式について、山梨県建築設計協会、山梨県建築士事務所協会、山梨県建設士会の 3 団体が、山梨総研に対して、次の 4 点について述べております。例えば公共建築協会発行の「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」にも明記されていますが、設計者の負担が大きいので、模型、精巧なパース、多大な技術提案書の枚数などの提出を要望しないでいただきたいとか、あるいはプロポーザル方式で設計者選定を行う必要がないと思われる改修や増築にプロポーザル方式を適用しないでくださいとか、あるいは要綱作成に関しては特定の業者に有利なことがないように公平性を確保していただきたい（職員数の絞り込みや建築実績のハードルを上げること等）あるいは選考過程の透明性の確保のため各参加者の選考過程での評価を公表していただきたいとあります。非常に不明確な状況であったということ、山梨を代表するこの 3 団体がただしていることについては、どのように感じていますか。

上野企画課長 建築関係の 3 団体から御指摘の文書が出たことは、山梨総研のこれまで申し上げました活動と申しますか、受託、一連の流れに対して疑義とか批判が寄せられているということですので、これに対しては大変反省しなければいけないと考えています。

桜本委員 山梨県の中には県土整備部等がございますが、出資法人を所管している企画県民部として、この 3 団体に対して、答えなければなりません。山梨総研の理事長が答えるのではなくて、所管する山梨県が、企画県民部とするのか、あるいは知事としてか、どう答えるのかをお答えください。

上野企画課長 いただいた内容については非常にもっともなことであります。我々としても、今後プロポーザル方式などを検討するに当たっては留意しなければいけない内容だと考えております。今後どのようにお答えをしていくかにつきましては、関連の県土整備部などと一緒に整理をさせていただきたいと考えています。

桜本委員 この部分については、総括審査の中で具体的にあらわしていきたいと思しますので、御用意をしておいてください。

（休憩）

（執行部説明）

高野委員 今、受けた側の副理事長が委員として出席して報酬までもらったという説明を聞いて納得できないのだが、その辺について県は容認しているということか。

上野企画課長 県職員の取り決めでも、職務外のもので勤務時間外…。

- 高野委員 職務外と言うことはないじゃないか。山梨総研が受けて、委員として行っているのに、職務外と職務内をどこで分けるのか。さっき聞いたはずだ。副理事長がそれに入ることが正しいことかと聞いたら、それはおかしいという答弁ではなかったのか。
- 上野企画課長 本来であれば委員として就任するのは好ましくなかったと考えています。
- 高野委員 そうであれば、あなたたちは関与しているはずだから、なんでその時点でそれを止めなかったのか。そういうこと自体がおかしい。
- 上野企画課長 申し訳ありませんでした。当時の就任の経過については、企画課でも承知をしていなかったものでございます。
- 高野委員 どこまで企画課が承知してやったことなのか。それが全然見えてこない。山梨総研が勝手に動き出して、勝手に進めていったことがおかしいと言っているんだ。あなたのさっきの答弁の中で、それは許されざることだと言ったから、そこだけはっきりしていればいい。どこかの時点で、ちゃんと申し入れなりができなかったことが企画課の責任ではないかと言っているわけだ。
- 上野企画課長 今後、こういう事態がないように、我々としましても、こういう状況があるときにはきちっと協議をしながら進めたいと思います。
- 高野委員 こういう事態があろうとなかろうと今後の話をされても、私たちが来年この特別委員会に入るかどうか分からない。これは去年のものをやっているんだ。去年の部分では、これは遺憾なことだよな。そこだけはっきりしてほしい。
- 上野企画課長 大変遺憾なことであったと思います。

山梨住宅供給公社（県土整備部）関係

質 疑

（山梨県住宅供給公社について）

遠藤委員長 これより山梨県住宅供給公社のファミリー賃貸住宅等割賦事業に関する秘密会を開催いたします。執行部から資料の提出がありましたので、説明を受けることといたします。

（ 執 行 部 説 明 ）

【秘密会のため掲載せず】

遠藤委員長 これをもって質疑を終結いたします。

なお、山梨県議会会議規則第 102 条の規定によりますと、秘密会の議事の記録は公表しない、秘密会の議事は何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならないとされております。ご留意を願います。以上で秘密会を終了いたします。

その他 ・本日、審査及び現地調査を行った山梨総合研究所、青い鳥福祉センター、山梨県住宅供給公社についての意見書については 8 月 12 日までに事務局まで提出することされた。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 遠藤 浩